

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する 政令案の概要

1. 改正の背景

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「法」という。）では、我が国において絶滅のおそれのある野生動植物の種（亜種又は変種を含む。以下同じ。）を国内希少野生動植物種として定め、その捕獲、譲渡し等を禁止することにより種の保存を図っている。

国内希少野生動植物種の指定対象種は絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成5年政令第17号。以下「施行令」という。）に規定されており、国内希少野生動植物種の選定に係る実態調査を環境省において実施し、その生息・生育数が著しく減少しているなどの基準に該当したもののうち、種の存続の困難さによる視点、施策効果による視点等も加味して候補種を選定し、近年年間30～60種程度の国内希少野生動植物の指定を進めてきたところ。

今般、上述の実態調査等により *Lanius cristatus superciliosus*（アカモズ）等の39種について、生息・生育数、分布その他の必要な生息・生育情報が得られ、その保存を図る必要があると認められることから、新たに国内希少野生動植物種として追加するもの。

また、既に国内希少野生動植物種として指定されているヤクシマソウについて、近年亜種が記載され学名が変更されたことから、施行令上の学名をこれに合わせて変更するもの。

2. 改正の概要

施行令別表第1の表2及び別表第3を改正し、国内希少野生動植物種として39種を追加し、このうち特定第一種国内希少野生動植物種として5種を、捕獲等の規制を適用する卵として2種の卵をそれぞれ指定する。（今回指定する種の一覧は別紙1参照。）

また、改正後の別表第1の表2の第2の(52)の1の項の「*Sciaphila yakushimensis*（ヤクシマソウ）」について、「*Sciaphila yakushimensis* var. *yakushimensis*（ヤクシマソウ）」に変更する。

(別紙1)

綱名	種名	卵・種子の指定	特定第一種
二 鳥綱	もず科		
	1) <i>Lanius cristatus superciliosus</i> (アカモズ)	○※1	
六 昆虫綱	たいこうち科		
	2) <i>Laccotrepes grossus</i> (タイワンタイコウチ)		
	たてはちょう科		
	3) <i>Oeneis norna sugitanii</i> (タカネヒカゲハヶ岳亜種)	○※2	
七 腹足綱	なんばんまいまい科		
	4) <i>Satsuma sadamii</i> (サダミマイマイ)		
	きせるがい科		
	5) <i>Megalophaedusa fukudainadai</i> (ナルトギセル)		
	6) <i>Megalophaedusa masatokandai masatokandai</i> (オオイタシロギセル)		
	7) <i>Reinia elegans</i> (ニシキコギセル)		
	8) <i>Reinia euholostoma</i> (ハナコギセル)		
	9) <i>Reinia holotrema</i> (マルクチコギセル)		
	10) <i>Reinia hungerfordiana</i> (カスゴギセル)		
	11) <i>Reinia masaoi</i> (アズマルクチコギセル)		
	12) <i>Stereophaedusa elongata</i> (タケノコギセル)		
	13) <i>Stereophaedusa inclyta</i> (リュウキュウギセル)		
	14) <i>Zptyx longiplicata</i> (イトヒキツムガタノミギセル)		
	きせるもどき科		
	15) <i>Boninena callistoderma</i> (ハハジマキセルモドキ)		
	16) <i>Boninena hiraseana chichijimana</i> (チチジマキセルモドキ)		
	17) <i>Boninena hiraseana hiraseana</i> (ヒラセキセルモドキ)		
	18) <i>Boninena ogasawarae</i> (オガサワラキセルモドキ)		
	19) <i>Luchuena eucharistus</i> (ニシキキセルモドキ)		
	おかものあらがい科		
	20) <i>Boninosuccinea ogasawarae</i> (オガサワラオカモノアラガイ)		
21) <i>Boninosuccinea punctulispira</i> (テンスジオカモノアラガイ)			

※1 鳥綱で、今回新たに国内希少野生動植物種として追加する必要があるもののうち、その卵を指定する必要がある種は、*Lanius cristatus superciliosus*(アカモズ)があるが、政令第2条第2号口において、既に鳥綱、爬虫綱、両生綱として一括指定されていることから、条文の改正は不要。

※2 昆虫綱で、今回新たに国内希少野生動植物種として追加する必要があるもののうち、その卵を指定する必要があるものは、*Oeneis norna sugitanii*(タカネヒカゲハヶ岳亜種)があるが、政令第2条第2号口において、既にちょう目として一括指定されていることから、条文の改正は不要。

(次ページに続く)

(続き)

	種名	卵・種子 の指定	特定 第一種
	すいかずら科		
	22) <i>Lonicera demissa</i> var. <i>borealis</i> (キタカミヒヨウタンボク)		
	きく科		
	23) <i>Senecio argunensis</i> (コウリンギク)		
	かやつりぐさ科		
	24) <i>Schoenus calostachyus</i> (イヘヤヒゲクサ)		
	おしだ科		
	25) <i>Polystichum neolobatum</i> (ヤシャイノデ)		○
	26) <i>Polystichum shimurae</i> (シムライノデ)		
	つつじ科		
	27) <i>Rhododendron amakusaense</i> (アマクサミツバツツジ)		
	とうだいぐさ科		
	28) <i>Euphorbia watanabei</i> subsp. <i>minamitanii</i> (ヒュウガタイゲキ)		
	ゆり科		
	29) <i>Ophiopogon reversus</i> (ヨナゲニノシラン)		
植物界	30) <i>Polygonatum cryptanthum</i> (ウスギワニグチソウ)		○
	らん科		
	31) <i>Androcorys pusillus</i> (ミズズラン)		
	うらぼし科		
	32) <i>Lepisorus oligolepidus</i> (ウロコノキシノブ)		○
	さくらそう科		
	33) <i>Lysimachia tashiroi</i> (オニコナスビ)		○
	きんぼうげ科		
	34) <i>Aconitum jaluense</i> subsp. <i>jaluense</i> (コウライブシ)		
	35) <i>Ranunculus altaicus</i> subsp. <i>shinanoalpinus</i> (タカネキンポウゲ)		
	36) <i>Ranunculus kitadakeanus</i> (キタダケキンポウゲ)		○
	なす科		
	37) <i>Solanum miyakojimense</i> (イラブナスビ)		
	せり科		
	38) <i>Tilingia tsusimensis</i> (ツシマノダケ)		
	くまつづら科		
	39) <i>Callicarpa longissima</i> (タカクマムラサキ)		
※学名変更			
植物界	ほんごうそう科		
	40) <i>Sciaphila yakushimensis</i> var. <i>yakushimensis</i> (ヤクシマソウ)		